

「過去の著作物の保護と利用に関する小委員会中間整理」に関する意見

社団法人音楽出版社協会

著作権等保護期間について、当協会はかねてより延長を求めてきました。著作権については著作者の死後 70 年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべきであると考えています。

著作権保護期間 70 年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合（EU）などと対等な立場に立つための最低限のルールです。南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で 70 年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。

わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後 50 年にするか 70 年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっています。

国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。

また、著作隣接権についても延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。

欧州委員会（EC）が、今年、EU における実演家及びレコード製作者の権利（著作隣接権）を 50 年間から 95 年間へ延長するなどの提議を欧州議会（EP）へ行いましたが、EC が、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者及び著作隣接権者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。

ビートルズのレコード・デビュー（1962 年）から間もなく 50 年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われれます。

文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。著作権等の保護期間の延長を早急に実現する必要があります。